

新商品・新サービスの開発費を補助します

# 加賀市新商品開発助成事業

市内の中小企業者等が行う新商品・新サービスの開発や既存商品等の改良、販路開拓に必要な費用の一部を助成します。

## 【補助対象事業】

次のいずれかに該当する新商品開発事業です。

- (1) 従来品と比較して地域性又は独創性に富む商品・技術・サービスの開発
- (2) 新市場を開拓するための商品・技術・サービスの開発
- (3) 産学連携の取組による商品・技術・サービスの開発
- (4) 既に製品化された新商品（販売を始めて3年以内）の事業化行動

## 【募集区分】

- (1) 加工食品
- (2) 伝統的工芸品（九谷焼、山中漆器）
- (3) 一般製品等（加工食品、伝統的工芸品以外の商品・サービス）

## 【補助対象者】

常用雇用従業員がおおむね50人未満の市内に事業所のある中小企業者等で、市税等の滞納が無いもの

## 【補助対象経費】

### ①試作品開発費・試験研究費

原材料費、機械装置費、工具費、外注加工費、デザイン費、コンサルティング費、知的財産導入費等

### ②販売促進費

広告費、展示会出展費、Webサイト制作費等

### ③大学等へ支払う経費

産学共同研究開発等の契約に基づき大学等に支払う経費、大学等において開発に専念する従業員の人件費

## 【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とします（ただし、②販売促進費の限度額は10万円とします）。また、次の項目に該当する場合は、合計で最大20万円を加算して支給します。（最大70万円）

### （補助金加算項目）

- 産学連携加算…大学等の研究機関と連携して新商品開発を行う場合は、③大学等へ支払う経費の2分の1以内（限度額10万円）を加算します（原則、大学等研究機関に定める大学等と共同研究開発等の契約に基づく連携があることを必須とし、設備の利用や学生の協力等簡易な取り組みのみである場合を除きます）。
- ふるさと納税返礼品登録加算…開発した新商品を加賀市ふるさと納税の返礼品として登録申込をした場合は10万円を加算します。（令和8年3月31日までに加賀市ふるさと納税返礼品募集要領に基づく返礼品への登録申込を完了し、同年6月30日までにふるさと納税サイト等への掲載を行う必要があります。※返礼品について詳しくは企画課（TEL76-5709）にお問い合わせください。）

【応募受付期間】 令和7年5月1日（木）～6月30日（月）

## 【注意点】

- ・ 採択者は、有識者等で構成される審査会で書類及び面接審査の上、選考します。創業5年以内の場合は審査において加点します。採択件数は概ね3件程度を予定しております。
- ・ 採択後、補助金交付決定日（令和7年8月予定）以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。補助金交付決定日以前のものは対象となりません。また、令和8年3月31日までに完了することが条件です。

### \*問い合わせ・申請書類提出先

加賀商工会議所 TEL 73-0001 / E-Mail consult@kagaworld.or.jp

山中商工会 TEL 076-204-6816 / E-Mail yamanaka@shoko.or.jp

\*問い合わせ先 加賀市観光商工課 TEL 72-7940 / E-mail shoukou@city.kaga.lg.jp